

免許よし! ヘルメットよし! 自賠責は!?

OK!

**自賠責保険(共済)なしでの
運行は法令違反です!**

**ステッカーの貼替え忘れに
ご注意ください!!**
ステッカーを貼らずに運行したり、有効期限切れステッカーを
表示することも法令違反です!

自賠責って?

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。
「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。
「自賠責」は簡単に加入できます。詳しくは「自賠責ポータルサイト」をご覧ください。

チェックしてください! 自賠責の有効期限

		250cc以下のバイク(原付含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック(ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります)
		自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック

詳しくは... <http://www.jibal.jp>

無保険(共済)車・無車検車を見つけたら... <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk5.000012.html>

当該ドメインは、令和4年4月1日をもって運用を停止しました。当該日以降は国土交通省のものではありませんのでご注意ください。

国土交通省
 独立行政法人 自動車事故対策機構
 一般社団法人 日本損害保険協会
 一般社団法人 外国損害保険協会
 一般社団法人 日本損害保険代理業協会
 JA共済
 全労済
 全自共
 交協連

自賠責保険・自賠責共済

(表)

もし、こんなことがあなたに起こったら…



もし、自賠責保険・共済に加入せずに運行した場合には…

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)、および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処罰の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を全額、自分で支払わねばなりません。

交通事故の被害者に対する
さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと連携し、さまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット
交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を体系的に紹介するパンフレットを作成しております。

国土交通省 交通事故があったときには **検索**
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajtko.html>)

交通事故に関する相談先の紹介、介助料の支給、短期入院費用の助成、法律相談の運営、交通遺児などに対する育成資金の無利子貸付など
独立行政法人 自動車事故対策機構 <http://www.nasva.go.jp>
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカイト19階
NASVA交通事故被害者ホットライン
☎ 0570-000738
FAX:03-5909-2961

交通遺児などに対する育成給付金、生活資金、入学支援金の支給など
公益財団法人 交通遺児育成財団 <http://kotsujir.or.jp>
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 若草センタービル7階
☎ 0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田錦町3-4 龍名館本店11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区豊後3-2-15 モリスコ本町ビル2階
☎ 0120-159-700

自動車事故の相談・示談あっせん・電話相談など(無料)
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp>
〒100-0013 東京都千代田区豊島1-1-3
弁護士会館14階(本館) ほか全国一律
☎ 0570-078325
FAX:03-3581-1770

無保険(共済)車・無車検車を
見かけたら…

無保険車通報窓口 **検索**
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済
のご案内



自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!

国土交通省 JAAVA 独立行政法人 自動車事故対策機構
一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外資系損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理店協会
JAAVA 全労済 守 食 食 食 交通連
自賠責保険・自賠責共済

(裏)

ご存じですか、自賠責のこと——。「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

▶自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。クルマやバイク(原動機付自転車を含む)1台ごとに、加入が義務づけられています。

○保険料・共済掛金(各社一律同額)

車種	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自動車用自動車	—	—	35,950	25,830	15,520
軽自動車 (排気量250cc)	—	—	34,820	25,070	15,130
小型二輪自動車 (250cc)	—	—	14,690	11,520	8,290
軽二輪自動車 (125cc~250cc)	22,510	19,140	15,720	12,220	8,650
原動機付自転車 (125cc以下)	16,990	14,690	12,340	9,950	7,500

(平成29年9月現在)

▶もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

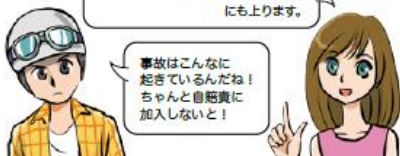
- 多額の賠償金を全額自己負担することになります。
◆死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円
- 加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いますが、全額加害者よりお返し頂きます。
◆国の立替払額は、右記自賠責制度の範囲内となります。

▶交通事故の被害者数は…

(出典:警察庁交通白)

交通事故は年間150万件近く発生し、死傷者数は62万人を超えています。

○交通事故の発生状況(平成28年)は、
・発生件数:49万9,201件
・負傷者数:61万8,853人
・死者数:3,904人
にもなります。



▶自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決まっています)。交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

○損害の範囲・支払限度額表

損害の種類	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
被遺棄者による損害	①婚姻不続・精神・身体的虐待に遭い傷害を伴って介護が必要な場合 慰謝料のとき: 最高4,000万円 臨時介護のとき: 最高3,000万円	②被遺棄者の経費により 第1級: 最高3,000万円 第14級: 最高75万円
	死亡による損害	
死亡に至るまでの傷害による損害	葬儀による葬費(死亡診断書)	最高120万円

▶自賠責の契約から支払いまでの流れは…

保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

自賠責保険・共済の契約から
保険金・共済金の支払いまでの流れ



▶自賠責の有効期限チェック方法は…

ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



▶ステッカーの貼替え忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

▶自賠責への加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続で加入できます! 250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続で加入できます!

詳しくは…

<http://www.jibai.jp>
自賠責ホームページ **検索**

【参考】
自転車保険について
自転車は自賠責保険・共済に加入できません。自転車による事故も賠償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。

当該ドメインは、令和4年4月1日をもって運用を停止しました。当該日以降は国土交通省のものではありませんのでご注意ください。